

守山市DX推進支援業務 仕様書

1 業務名称 守山市DX推進支援業務

2-1 業務概要 別冊「実施要項」他のおり

2-2 履行場所 守山市吉身二丁目地先

2-3 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務内容

本市のDX推進に関し、他自治体での実績を基に、国等の施策や民間企業が持つ技術の動向を踏まえ、職員の意識改革を促進するとともに、各課が抱える具体的な課題に対するICTを活用した“業務プロセスの再構築※”について、適切な支援・助言を行うなど、以下の業務を担うこと。

※ 業務の一部にシステム導入するといった部分的な改善ではなく、業務プロセス全体を見直し、現存ルール、事務フロー、来庁者動線など業務内容を抜本的に再構築すること。(単なるシステム導入、システム導入に向けた課題整理、モデル図作成による課題の可視化、トレンド紹介では無いので留意すること。)

なお、別途発注「守山市CIO補佐官業務」の受注者や本市各担当部門と綿密に連携を図ること。

(1) 新庁舎に向けた「窓口のスマート化」支援

(2) 業務プロセスの再構築支援

(1)(2)ともに、他自治体(都道府県除く)でのDX実践やICTを活用した“業務プロセスの再構築”の実績を基に、事例紹介等を通じて、意識啓発を行うとともに、各課の具体課題の調査・抽出、DX推進について支援・助言を行うこと。

① 「窓口のスマート化」およびDX推進にかかる説明および意識啓発、課題の調査・抽出

<DX推進説明会(想定)>

ア 各係から参加1名、各回メンバー20名、2日(AM、PM:2時間)程度行う。

イ 内容 ・DX概論

・国や他自治体の動向

・守山市の取組みの目的と実現イメージ

・先行実施自治体の係別解決事例紹介

・各課の希望する“業務プロセスの再構築”のエントリーシート¹の書き方等について説明

<“業務プロセスの再構築”案件の抽出(想定)>

ア 各係から案件を抽出・エントリー(各係3件程度)。

イ 各係からのエントリーシート（ヒアリングシート、アンケート、など）をもとに、事務局と協議・調整のうえ、対象とする係や業務の絞り込みを行う（上限7件）。

② 「窓口のスマート化」およびDX推進にかかる支援・助言

ア 対象係に対する個別ヒアリング実施（個別対象業務毎にプラン作成）。

イ 具体的な“業務プロセスの再構築”や、ソリューション等に関する情報収集、支援・助言を行う。

(3) その他、国・他自治体におけるDXの情報提供

国・自治体におけるDX動向や最新のICT技術について、本市DX推進会議等で情報提供を行うこと。

4 会議等開催予定 本業務の会議等開催予定は、次のとおり。

(1) 新庁舎に向けた「窓口のスマート化」支援

(2) 業務プロセスの再構築支援

DX推進説明会 4回（2回×2日）

対象係数 88係（令和3年度ベース）

DX推進支援の数 上限7件

その他、必要に応じて庁内会議への出席、情報収集、資料作成

5 成果物

提出を求める成果物、提出部数および提出期日は、下記一覧表のとおりとする。

様式等については、特に指定しないので任意の様式で作成のこと。

下記一覧表以外のもので、本市DX推進にあたり重要と判断するものについては、提出を要請することがある。

成果物		提出期日（予定）	部数
1	業務実施計画書	契約締結時	1
2	業務報告書 (1) 新庁舎に向けた「窓口のスマート化」支援 (2) 業務プロセスの再構築支援 個別対象業務毎にプラン作成等活動記録を作成すること	令和5年3月末日まで	1
3	会議開催に伴う議事録	各会議開催後1週間以内	1
4	すべての成果物のデータ	令和5年3月末日まで	1
5	その他関係資料 (実施中に発生した中間成果物等)	令和5年3月末日まで (および随時)	1

※その他 中間成果物は別途提示することとする。

※業務期間中に新たに発生した案件等は別途相談の上対応すること。

6 個人情報の保護等について

- (1) 関係法令、本市「**「個人情報保護条例」「個人情報保護条例施行規則**」等を遵守すること。
- (2) 受託者は情報セキュリティ管理を行い、各工程において、情報セキュリティに関する事故および障害等の発生を未然に防ぎ、発生した場合に被害を最小限に抑えること。
- (3) 本業務において知り得た情報は本業務の目的以外に使用しまたは第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。業務終了後または解除後についても同様とする。
- (4) 成果物（業務の過程で得た記録等を含む）、資料等について、本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (5) 業務の執行上貸与した資料、データ等については、業務以外の目的で使用してはならない。

7 その他留意事項

本仕様書に定めのない事項またはその他事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。